

（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）

第 2 3 条 火消しつぼその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準については、第 19 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、いわゆる火消しつぼについて規制したものである。

- 1 火消しつぼは、本来密閉し、空気の供給を遮断することにより火を消す器具であるため、故障、破損等したものでは、その目的を達成することができないばかりか、かえって火災危険が生じる。

また、ある程度の温度上昇を生じることから、可燃物から安全な距離を保有すること及び可燃性のガス等に対し、引火源となることを避けるため、条例第 19 条の規定のうち、同条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 9 号の 2 の規定を準用している。
（表 2 3 - 1 参照）

表 2 3 - 1 「使用に際し火災の発生のおそれのある器具」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
19	1	1	可燃物品等からの条例別表第 3 又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃性ガス等が発生又は滞留しない位置への設置
		3	地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所での使用
		4	地震等により容易に転倒又は落下するおそれのない状態で使用
		5	不燃性の床等での使用
		6	故障し、又は破損していないものを使用
		7	不適切な使用の禁止
		9	器具周囲の整理、清掃及び可燃物の存置の禁止
		9の2	多数の者の集合する催しに際して使用する場合の消火器準備

2 離隔距離

条例第 19 条第 1 項第 1 号で準用する「**火災予防上安全な距離**」とは、火消しつぼにあっては、周囲 15cm 以上、その他の器具にあってはこんろ、ストーブ及び火消しつぼに準じた距離以上とすること。